

## 欧州拡大研究会報告（WEEE 編）

### 欧州課

ジェトロでは、平成 16 年度事業として「欧州拡大研究会」（テーマ：拡大する欧州環境規制）を開催（非公開）している。第 1 回研究会は日本機械輸出組合 国際業務部門 環境・安全グループ 衣笠和郎グループリーダーを講師にお招きし、「EU 廃電気電子機器（WEEE）指令」をテーマとして 10 月 27 日に開催した。今後、2005 年 1 月まで全 5 回開催の予定で、有害物質使用制限（RoHS）指令、廃車（ELV）指令、欧州新化学品規制（REACH）企業事例研究をテーマとして進め、本誌を通じて報告していく予定である。 . で WEEE 指令の概要（ジェトロ調査）についてまとめ、 . では日本機械輸出組合・衣笠氏の講演を報告する。

### ．「廃電気電子機器」指令の概要

EU は、WEEE（Waste Electrical and Electronic Equipment）指令により、電気電子機器（EEE）のリサイクル制度を構築する。リサイクル制度確立のため、加盟国、生産者、販売者などを対象に義務を課している。しかし、現時点では運用ルールなどが明確にされていない点も多い。

本稿では、WEEE 指令の概要を説明するとともに、ポイントを解説する。

#### 1 . WEEE 制度の概要

##### （1）関連法規

WEEE を規定する関連法規は、以下のとおり。

- ・ Directive 2002/96/EC : WEEE 指令
- ・ Directive 2003/108/EC : WEEE 指令の一部修正に関する指令
- ・ Decision 2004/312/EC、Decision 2004/486/EC : 新規加盟国の目標達成期限の延長に関する決定

ポイント：

Directive（指令）は、全加盟各国を拘束するが、各国による国内法制化が必要となる。Decision（決定）は、特定の加盟国を拘束し、直接適用されるため、国内法制化は不要。

## (2) WEEE 指令成立の背景

WEEE 指令前文では、EU 域内で発生する廃電気電子機器 (WEEE) の量が急速に増加しており、廃棄物管理においても大きな懸念事項となっている点に言及している。また、WEEE の管理については、加盟国が個別に取り組む場合、経済主体に対する負担に不均衡が生じる可能性があるため、効果的なリサイクル政策の実施を妨げられる。そのため、加盟国が個別に取り組むのではなく、EU レベルで基本的な基準を設定する、としている。

## (3) WEEE 指令の目的 (第 1 条)

- ・ WEEE の発生の予防
- ・ WEEE の再使用、リサイクルなど再生の推進
- ・ EEE (表 1 参照) のライフサイクルに関わる主体 (生産者、販売者、消費者、廃棄物処理業者) の環境保護レベルの向上

## (4) 目的達成の手段

WEEE 指令では、これらの目的を達成するために、EEE の 設計、 分別回収、 リサイクル処理の 3 つの段階で、加盟国、販売業者、生産者などに対して義務を課している。各段階における、義務の主体と義務の内容は以下のとおり。

### 設計 (第 4 条)

- ・ 加盟国は、生産者が分別回収しやすい EEE を設計することを推奨する。

### 分別回収 (第 5 条)

#### a. 一般家庭からの WEEE について

- ・ 加盟国は、2005 年 8 月 13 日までに、一般家庭が WEEE を無料で返却できる回収システムを設置する。
- ・ 販売業者は、製品を販売するとき、それと同機能の WEEE を無料で引き取る。
- ・ 加盟国は、2006 年 12 月 31 日までに、一般家庭からの WEEE の分別回収率を 1 人当たり 4kg/年にする。

#### b. 一般家庭以外のユーザーからの WEEE について

- ・ 生産者または第三者が回収システムを設置する。

ポイント：

- ・ 一般家庭からの WEEE の分別回収率の達成期限 (2006 年 12 月 31 日) については、以下の国で延長が認められている。

24 ヶ月：キプロス、チェコ、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア

12 ヶ月：スロベニア

- ・ 一般家庭以外のユーザーからの回収率については、目標値は明記されていない。

## **再生（第7、8条）**

- ・ 生産者は、2005年8月13日までにリサイクルのシステムを構築し、リサイクル資金を提供する。
- ・ 生産者は、2006年12月31日までに、回収したWEEEについて製品カテゴリーごとに定められた再生率、再使用率およびリサイクル率を達成する（表2参照）。

ポイント：

- ・ 再生率、再使用率およびリサイクルの達成期限については、以下の国で延長が認められている。  
24ヵ月：キプロス、チェコ、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア  
12ヵ月：スロベニア

## **2. 生産者の義務**

リサイクルにおける生産者の担う役割は大きい。以下に、生産者に課された義務のポイントを示す。

### **（1）リサイクルシステムの構築（2005年8月13日まで）（第6条）**

リサイクルシステムについては、個別で構築しても、共同で構築してもよい。

### **（2）リサイクル費用の負担**

#### **一般家庭からのWEEEについて（第8条）**

- ・ 2005年8月13日までに、生産者が費用を準備する。
- ・ 2005年8月13日以降に「上市（put on the market）」したのものについては、生産者は、自社製品のリサイクル費用を負担する。リサイクル費用は、製品価格に含めることができる（ただし、価格に上乗せして明示はしない）。
- ・ 2005年8月12日までに「上市」したもの（historical waste）については、生産者は、コスト発生時における製品のシェアに応じて、リサイクル費用を負担する。リサイクル費用は、移行期間内（指令発効から8年間、IA-1の品目については10年間）に、新製品の販売時に回収することができる（価格に上乗せして明示できる）。

#### **一般家庭以外のユーザーからのWEEEについて（第9条・修正）**

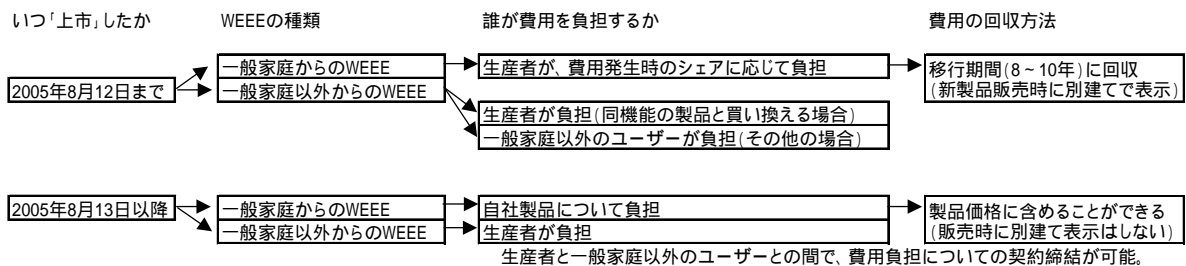
- ・ 2005年8月13日以降に「上市」したものについては、生産者は、自社製品のリサイクル費用を負担する。
- ・ 2005年8月12日までに「上市」したもの（historical waste）については、同機能の

製品を販売する場合に限り、生産者はリサイクル費用を負担する。それ以外の場合は、一般家庭以外のユーザーがリサイクル費用を負担する。

- ・ 生産者と一般家庭以外のユーザーとの間で、リサイクル費用の負担について契約を締結することができる。

このように、リサイクル費用については、WEEEの種類、「上市」の時期などにより、費用の負担者や回収方法が異なる。詳細は図1を参照。

(図)リサイクル費用の負担方法



(資料)WEEE指令(Directive 2002/96/EC、Directive 2003/108/EC)より作成

### (3) リサイクル目標率の達成(第7条)

品目ごとに定められたリサイクル目標率を達成する。期限は2006年12月31日。ただし、キプロス、チェコ、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキアでは24ヵ月までの延期が、スロベニアでは12ヵ月までの延期が認められている。

## 3. 指摘されている問題点

WEEE指令の規定が曖昧であることから、実施にあたっては問題になりそうな点が指摘されている。

### (1) WEEEの対象品目についての判断基準

WEEE指令に明記されている品目は、対象の一部にすぎず、包括的な判断基準(ガイドライン)はまだ公表されていない。そのため、国によって対応が異なるおそれがある。例えば、小さな電子デバイスとしてサイレンサーがついている「アコースティック・ピアノ」や、触ると音楽を奏でる「ぬいぐるみ」などの取り扱いについては、明確な判断基準が示されていない。

### (2) 販売業者がWEEEを無料で回収することの条件

一般家庭からのWEEEについては、同種の製品と買い換える場合のみ、販売業者は無料で回収しなくてはならない。しかし、同種の製品の買い替えではない場合について、無

料なのか有料なのかの規定は記載されていない。

### (3)「上市」の定義

欧州委は、CE マーキングにおける上市と同様の取り扱い (=通関し、EU 域内に最初に流通できるようになった段階) を期待しているようだが、指令では明記されていない。

### (4)「historical waste」の定義

WEEE 指令は、いつ上市したか(「historical waste」に該当するか否か)によって、リサイクル費用の負担方法を分けている。指令では、「2005年8月13日より前に」に上市したものを historical waste として扱い、「2005年8月13日より後」に上市したものと区別するとしているが、2005年8月13日の扱いが明確ではない。

英国の法案では「12日まで」「13日以降」とみなしており、妥当とみられるため、本報告でもこの分類に従っている。

### (5)市場シェア、適切な処理コストなどの算出方法

生産者は、リサイクル費用発生時の市場シェアに応じ、リサイクル費用を負担する、という規定がある。しかし、どのように市場シェアを算出するのかは、指令に明記されていない。同様に、実際の費用を超えない「適切な」処理コストの算出方法も、明記されていない。

### (6)国内法制化の遅れ

欧州委によると、WEEE 指令が明記している国内法制化の期限(2004年8月13日)に間に合ったのは、ギリシャのみだった。加盟国の国内法制化の遅れは、企業の対応の遅れにもつながる。円滑な実現のためにも、早期の法整備が求められている。

## 4.まとめ

WEEE 指令は、環境汚染を防ぐため、WEEE の発生予防やリサイクル推進を促すシステムの構築を規定している。そのため、加盟国、生産者、販売者、消費者はそれぞれが大きな役割を担う。しかし、現時点では、加盟国による国内法制化の遅れが目立っているほか、運用にあたって起こり得る問題点が、多く指摘されているなど、解決すべき課題は多い。WEEE 指令が規定している期限どおりにリサイクル制度を発効させるため、調整作業が続けられることになる。

また、果たすべき義務は指令に明記されていないものの、リサイクル制度の円滑な履行のために、消費者が果たす役割は非常に大きい。EU や加盟国による消費者への環境保護意識の喚起も、重要な鍵となるだろう。

## 5 . WEEE 関連用語

### ( 1 ) 生産者 ( producer )

自社ブランドで製造、販売する者。

他の者が製造した製品を、自社ブランドで再販売する者。

EU 加盟国に輸入もしくは輸出する者。

ポイント：

- ・ 製造業者 ( manufacturer ) 以外も、WEEE 指令の対象者となる。
- ・ OEM 供給者は対象外

### ( 2 ) 販売業者 ( distributor )

- ・ EEE を商業ベースで提供する者。

ポイント：

- ・ インターネットなどによる通信販売業者も対象

### ( 3 ) WEEE 指令が対象とする電気・電子機器 ( EEE )

付属書 IA に含まれる電気・電子機器 ( Electrical and Electronic Equipment; EEE )

上記のうち、交流 1,000 ボルト、直流 1,500 ボルト以下の電圧で使用するように設計されたもの

(表1)WEEE指令の対象分野・品目

	対象分野 (IA)	品目リスト (IB) 一部
1	大型家庭用電気用品	冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、エアコンなど
2	小型家庭用電気用品	掃除機、アイロン、トースター、時計など
3	情報技術・電気通信機器	パソコン、コピー機、携帯電話など
4	消費者用機器	ラジオ、テレビ、ビデオカメラ、楽器など
5	照明器具	蛍光灯など
6	電気・電子工具 (大型の据付型製造業工具を除く)	電気ドリル、ミシン、芝刈り機など
7	玩具ならびにレジャー、スポーツ器具	ビデオゲームなど
8	医療関連機器 (すべての移植機器および汚染機器を除く)	放射線療法機器、透析機器など
9	モニターおよび制御用装置	煙探知機、計量機器など
10	自動販売機	飲料自動販売機、現金引き出し機など

(資料)WEEE指令 (Directive 2002/96/EC) より作成

### ( 4 ) 廃電気電子機器 ( WEEE )

- ・ 廃棄された時点で製品の一部となっている構成部品、半組み立て部品、消耗品も WEEE とみなす。

ポイント：

- ・ 廃棄された時点で製品の一部となっていない構成部品、半組み立て部品、消耗品は

WEEE 指令の対象外。

## (5) 再生 (recovery)

- ・ 再使用(reuse): WEEE を製品が製造された本来の目的と同一の目的で使用する事。
- ・ リサイクル(recycling): WEEE を製品が製造された本来の目的と同一の目的であれ、異なる目的であれ、製造過程で再加工すること。ただし、エネルギー回収は除く。
- ・ エネルギー回収 (energy recovery): 可燃性の廃棄物を単独もしくは他の廃棄物と一緒にに燃焼して、その熱を利用すること。

ポイント:

- ・ 再生 = リサイクル + エネルギー回収
- ・ WEEE 指令では、品目ごとに 再生率、 再使用率 + リサイクル率の達成基準を定めている。(表2 参照)

(表2)再生率、再使用率およびリサイクル率の達成目標

(単位:機器1台につき、平均重量比%)

対象分野 (IA)	再生率	再使用率およびリサイクル率
1.大型家庭用電気用品 10.自動販売機	80	75
3.情報技術・電気通信機器 4.消費者用機器	75	65
2.小型家庭用電気用品 5.照明器具 6.電気・電子工具 (大型の据付型製造業工具を除く) 7.玩具ならびにレジャー、スポーツ器具	70	50
8.医療関連機器 (すべての移植機器および汚染機器を除く)	目標なし (2008年末までに欧州委が設定)	目標なし (2008年末までに欧州委が設定)
ガス放電ランプ	目標なし	80

(資料)WEEE指令(Directive 2002/96/EC)より作成

(志牟田 剛)

## WEEE 指令を巡る最近の動向と企業の対応

以下は、日本機械輸出組合 国際業務部門 環境・安全グループ 衣笠和郎グループリーダーに「EUの廃電気電子機器(WEEE)指令を巡る最近の動向と企業の対応」について解説をお願いし、ジェットロが取りまとめたものである。

### 1. EUのWEEE指令を巡る最近の動向と企業の対応

#### (1) WEEEおよびRoHS指令提案の背景と目的

EUの環境理念は、EC条約174条に「共同体の環境政策は、予防行動の原則、環境破壊は根源を優先的に正すとの原則および汚染者負担の原則に基づかねばならない」と定められているが、具体的に廃電気電子機器(以下WEEE)が取り上げられたのは、93年に発表された第5次環境行動計画の中である。90年代後半になると、96年の欧州議会でWEEEを含め、かつ生産者責任原則を基礎に、優先的廃棄物の流れに関する指令案の提出を欧州委員会に求め

- EC設立条約第174条
  - ・共同体の環境政策は、予防行動の原則、環境破壊は根源を優先的に正すとの原則及び汚染者負担の原則に基づかねばならない。
- 第5次環境行動計画(1993.5.17官報)
  - ・WEEE(廃電気電子機器)は、廃棄物の予防、再生及び安全な処分という原則の適用により規制されるべきである分野の一つ。
- 理事会決議(1997.2.24)
  - ・WEEEに関する構想を適切にフォローするよう欧州委員会に促す。
- 欧州議会決議(1996.11.14)
  - ・WEEEを含め、かつ生産者責任原則を基礎に、優先的廃棄物の流れに関する指令案の提出を欧州委員会に求める。

るといふ議決が行われ、97年の理事会でもWEEEについてもっとフォローするようとの議決がなされ、これを受けて欧州委員会が本格的に動き出した。

その背景にはWEEEの急増に対する危機意識があった。98年時点にWEEEは600万トンにのぼり、その増加率は年平均3~5%に達し、このペースで行くと5年で16~28%増に、12年後には2倍になってしまうと指摘されていた。特にWEEEの90%以上が、有害物質の適切な事前処理をすることなく、廃棄されていることに対して、危機意識をもっていた。

これに加えて、EU加盟各国のWEEE管理における政策が異なっており、EUとして広域的な管理ができていないことから、各国リサイクル政策の効果そのものが妨げられているという問題もあった。また、有害物質の管理にしても、特定物質の段階的削減(phasing-out)に関する要求が国によって異なり、電気電子機器取引への悪影響も懸念されていた。

こうしたことから、廃棄物の発生を回避し、有害物質を削減することを目標として、設計自体を分解・解体しやすい、リサイクルしやすいものとする、廃棄されたあとは分



別回収して、さらに再使用、再生、リサイクル等の処理を行うべきであり、また特定有害物質の使用を禁止していくべきだという見解が出された。

もともと、最初の内部案ではWEEEとRoHSは1本だったのだが、最終的にWEEEは環境保護を目的としたEC条約175条を根拠とし、RoHSは域内市場統一を目的とした同95条を根拠とする形で別々の法案となった。RoHSの場合は指令以上に厳しい国内法は制定できないという拘束力を持つものに対して、WEEEの場合は最低ラインを指令で決めて、各国の法制化の段階で、指令より厳しい国内法を制定できる余地が残されている。

審議経過をみると、98年頃に最初の動きがあって、環境総局や貿易総局など関連部局内で草案を検討していた

が、2000年6月になって欧州委員会が正式に提案し、ここで、WEEEとRoHSが分離された。今は2つの指令となっているが、両指令は密接に結びついていると考えて良い。国内法制化期限については2003年2月13日にEUの官報に告示、

<b>審議経過</b>	
・1998	WEEE 指令ドラフトの草案（内部検討）
・2000.6	欧州委員会の正式提案 （WEEE と RoHS に分離したが、両指令はパッケージ）
・2002.12	欧州議会（第三読会）、閣僚理事会で採択 （指令成立）
・2003.2.13	EU 官報に告示（指令発効）
・2004.8.13 まで	加盟国で法制化・施行の義務 （指令発効から18ヵ月以内）

指令発効となったため、その18ヵ月後の2004年8月13日までに法制化の義務が課されることとなった。中途半端な日だが、官報に掲載され発効した日から起算されている。

なお、WEEE指令の目的および背景としてEUとしての通商保護主義を挙げる人もいるが、これは全くないであろう。この指令は欧州委員会環境総局が主体としてやっているので、環境保護をしっかりやっていけば公平な扱いを受けると考えられる。

（2）検討中の課題

WEEEの何が問題となっているかということ、未だにあいまいで分からないことが多いことであろう。指令の中にも、詳細はさらに専門委員会で決めると規定されているなど、詳細に触れていない点もある。指令中、別途専門委員会で定めるとされた事項など詳細について検討するのは、TAC (Technical Adaptation Committee)と呼ばれる委員会である。一般的に欧州の法律というのは、日本の法律などと異なり、全体にあいまいなものとなっている。日本の法律の場合、細かい規定がなされているのだが、欧州の場合、理念は大きなもの、例えば環境を守らなければいけないというようなものとなっていて、それに基づいて、欧州委員会が法律を作るわけだが、具体的なことになると分からないことが多い。

日本の企業の方に、対象製品は何か、「上市」はいつなのかと言ったことをよく聞かれるが、欧州の法律というのはそういうものだそうで、指令が出たからわかるというものではない。

TAC (Technical Adaptation Committee)  
 構成：欧州委員会及び加盟国エキスパート  
 会議：2003年1月～2004年10月まで11回開催  
 他に  
 対象範囲に関する検討のためサブグループの会議を2回開催  
 英国主催の非公式会議も3回開催

むしろあいまいな方がいいという意見さえある。例えば、現地が出たという話であるが、R o H S 指令において対象として除外される品目について、それが

具体的にどのような品目なのかと日本企業から問い合わせを受けたので、欧州委員会に聞こうとしたところ、米国企業の人から、「そういうことを聞かないで欲しい。せっかく我々が除外と判断したものに対して、欧州委員会が余計なことをいうと困る、聞くべきではない」と指摘されたという。仮に欧州委員会に聞いたとしても、恐らく答えないであろうし、答えたとしても明快でないことが多いだろう。「これはあくまでも個人的見解で、最終的には欧州裁判所が決着をつけることなので、法的な判断は欧州裁判所にゆだねられている」と回答され、明確にならないというのが常である。そこをうまく使って、業界団体や各企業は、自分で理論武装して、除外かどうか、これは対象範囲になっていないということを説明できるようにしておけばいざという時に、裁判所に持ち込まれても勝てる可能性が高まるだろう。

要するに自社のリスクを負って、やっていかなければいけないという覚悟が必要だが、日本企業の場合、明確にしたい、危ない橋を渡りたくない、いざとなったら大変だという気持ち強い。特にR o H S 指令において、違反が指摘された場合、ブランドイメージを損なうし、実際に製品を引き揚げる羽目になるなど大変なことになる。

このほか、現時点で指摘されている主な問題は次のとおりである。

## a . 対象範囲

W E E E の対象範囲があいまいで困っている。T A C (議長は環境総局の人)で検討が進められ、暫定案も出された(欧州委員会の検討書類 2003.11.26TAC)ようだが、なかなか決まらない。各国の産業界がそれぞれの品目について要求を出しているようで、個別品目の交渉に時間を費やしている。個別製品リスト方式でなく総括的基準を目指すとしているが、それも出てこない。

W E E E 付属書 IB には付属書の IA に出ている 10 のカテゴリー毎に製品が列挙されているが、これらは indicative (例示的) 性格のものであるといわれている。欧州委員会担当官によると、これに記載されていないからといって、対象外にはなるとは限らないとい

う。だからなおさらあいまいになっていて、皆さん心配している。しかもこの列挙のカテゴリの最後にその他のものという項があって、どこまで入のかわかりにくい。

## b. 「上市」( "put on the market" ) の定義

市場に出すということで使われているが、上市の定義も決まっていない。製品の安全に関するCEマーキングで使っている解釈が適用されるのではないかという見方が有力と思われる。

CEマーキングで使っている解釈は、WEEE/RoHS指令の欧州委員会ガイダンス案に取り入れられているもので、EU内における流通または使用を目的として初めて製品を利用可能な状態にする最初の行為をした時点を上市の時点と定義している。これは、例えば日本から輸出する場合、輸入通関してディストリビューターなりに送るとき、通関の次の段階という解釈である。

しかし、加盟国はWEEE指令で2004年8月13日以降市場に出すものについては、保証金(Guarantee)を提供しなければいけないという規定があり、保証金を自分のところで取りたいという意向が各国で強くて、その調整は容易ではない。二重、三重取りの可能性もある。欧州委員会環境総局の担当課長は、加盟国レベルの問題としているが、二重取りのようなケースは問題なので、事例があれば申し出て欲しいといている。また、ドイツに6月に行ったところ、製品が各国を移動することにEUワイドでトレースできるシステムを提案したいという話が出ていた。

## c. マーキング

製品を2005年8月13日以降上市する場合、分別のシンボルマーク、メーカー名、上市時期を示す必要があるが、現在、CENELEC(欧州電気標準化委員会；

<http://www.cenelec.be/>)で詳細な規格を検討中だが、決まっていない。基本的な形はゴミバケツに×印(右図参照)なのだが、大きさ、上市時期の示し方等の詳細規格が決まっていない。英国貿易産業省(DTI)が2004年7月に規則案と

とともに公表したガイダンスノート案によれば、おそらく、マークの規格公表は2004年12月頃になるという。そうなると現地の日系企業などは、準備が間に合わないのではないかとということをお心配している。今決まったとして、急いでやっても5月頃になるから、8月までにできるか不安であると言っている。8月13日以前の製品かどうかということは、それによって保証金を預託するかどうか、リサイクル費を製品に上乗せできるかどうかといったことなどの扱いが違ってくるので、マーキングにより区別できることが重要だ。一部では、日付まで表示しなくても、マークさえあれば、8月13日以降ということが分かる



ので十分ではないかという意見も出ているようだ。ただ、R o H S との関係でいうと、R o H S の 6 物質の使用期限は 2006 年 7 月 1 日までであり、それ以前と以後でどう仕分ければいいのか、といった問題が生じる。従って、×印の下に日付をどうやって入れるかは今後とも問題となるであろう。

#### d . 報告義務

生産者がリサイクルした後、各国の当局に報告しなければならない、各国は欧州委員会に回収・再使用・リサイクル・再生された量、回収品の輸出量を報告しなければならないといった報告義務が指令に規定されている。生産者の義務に関して、指令では再生率の報告とは書いていないが、英国 D T I が作成した案では目標とされる再生率、再使用・リサイクル率を達成したことの報告をしなければならないことになっている。

問題の一つは、W E E E の分類というのは本来 1 0 種類あるからその通りに分類しなければいけないにもかかわらず、殆どの国では回収した W E E E のカテゴリーを 4 ~ 5 種類にしていることである。ところが報告は 1 0 種類に分けて報告しなければならないとなっていて、企業がカテゴリー別に報告するのは不可能である。実は 10 月末にコメントを英国が求めているので、日本機械輸出組合としても用意して今週中に出す予定だが、これは生産者には管理できないので、政府がやるべきだという意見を出す予定である。

英国ではプロトコルという言葉を使っており、4 ~ 5 種類にしても、時々サンプルチェックして、どのカテゴリーの製品が何パーセント入っているのか、処理施設に入る時や出るときに何パーセントくらいになるかを見ていくとっていたので、政府が情報をとってまとめることになるのではないかと思う。加盟国が欧州委員会にデータを報告することになるが、その元となるデータを生産者が出すのは難しいという状況である。

#### e . 再生、リサイクル目標の監視

実際に再生・リサイクル目標が達成できたかどうかを監視するということについても、目標達成の監視方法とデータ・フォーマットのあり方について結論が出ていないようだ。なお、再生率について、欧州委員会は、構成部品、材料、物質の再使用のみがリサイクル目標にカウントされるという見解を示していて、製品全体での再使用は対象外という見解をとっている。(2003.11.26TAC)

その後、比較可能な最低レベルの判断基準を含む形で案を作成し直す(2004.6.28TAC)ということになっている。

さらに、加盟国は製品カテゴリーごとの数値を報告することになっているのだが、計算方式などもまだ決まっていない。しかし、加盟国がカテゴリーごとの数値を報告する場合には、計算について説明することを条件としてプロトコル、つまり一定のサンプルをとって使用することを認めている。(2004.7.20TAC)

## f. 情報提供

情報提供の問題には2つあって、ユーザーに対する問題と対処理施設への問題がある。

### イ.ユーザーへの情報提供

分別回収のマークをつけて、WEEE は分別して回収することを知らせたりするほか、機器が含有する有害物質の環境と人体への潜在的影響について、情報を提供する義務がある。後者に関連してこの有害物質 (hazardous substance) の範囲は、R o H S 指令で禁止の6物質だけなのか、それ以外も含む多くの有害物質かが明確ではない。

### ロ.対処理施設への情報提供

E E E 中の危険物質 (dangerous substance) と調剤の場所を示さなくてはいけない、構成部品と材料の情報を提供しなければいけないとあるが、ここでも有害物質同様に危険な物質と調剤の範囲はどこまでかということが規定されていない。危険物質というのは数千種類もあると言われており、企業には管理しきれない。こういうものは最低限のレベルにすべきだというのが日系企業・業界の意見である。

## (3) 加盟国の法制化状況

E U 加盟国は 2004 年 8 月 13 日までに指令の国内法制化を実施するよう義務付けられているが、結局期日に間に合ったのはギリシャのみ (欧州委員会発表) で、その後、9月上旬時点で法制化が判明した国がキプロス、オランダで、その他の国は、ほとんどが法案審議中の段階のようである。主要国では 2004 年 10 月～12 年末までを目標にしている国が多い。こうした遅れはすでに発効している EU 廃車 (ELV) 指令にもみられ、数年後になっても法制化していない国があれば、欧州委員会が欧州裁判所に提訴し、制裁金を課すということになっているようだ。

オランダは事務機器関係と家電製品について既存のスキームがあるので、対象製品を拡大していくことで、比較的早く対応できるようだ。ギリシャの法制度の英文版については、日本機械輸出組合で発行している隔月情報誌に掲載済みであるが、内容が殆どなくて形だけという印象もある。

### a. 主要国の法制度化の進捗状況

多くの加盟国で、大体、年末～年明けの成立をめざしている。英国とフランスは政令という形で議会の審議にはかけない。ドイツでは法案として議会で審議されたのち施行される。私が訪問したイタリア、スペインであるが、訪問直前に案が作成されており、その後、

英国：	規則案とガイダンス案発表 (2004.7.30)
	コンサルテーション
	(コメント締め切り 10月29日)
フランス：	政令案第7版 (2004.10.6)
	現在、関係省庁間で検討中
	詳細は省令で定められる
ドイツ：	閣議決定 (2004.9.1) 法案、議会審議へ

それぞれある程度の段階に進んでいるようだが、具体的進捗状況についての情報は得ていない。スウェーデンについては、すでに同様のスキームが実施されているようなので、具  
体化すればかなりスムーズに進むとみられている。デンマークは一番遅れているようで、  
いつになるか分からないという状況である。

## b. 各国法案における問題点

回収されたWEEEの分類については4~6分類となっている。6月に訪問した英独伊西  
はどの国もフロン対策として冷凍・冷蔵庫関係の機器は別分類にするとしていたが、英国  
が提出した案をみると、これらを別分類にはしていなくて、大型家電の中に含まれること  
になっている。

このほか、リサイクル料に関連して、visible feeについては、Historical Waste  
つまり2005年8月13日までに上市された製品について、そのリサイクル費用を新製品販  
売時に上乗せして明示できるという規定が指令にあるが、国によって義務としてやる国と  
選択できる国に分かれるようだ。傾向として家電業界は義務にすべきだという立場であり、  
IT業界は義務ではなく、選択制にすべきだとか、フランスのIT業界はむしろ反対とい  
う立場をとっている。この辺も今後、どうなるのが注目されるところである。なお、オラ  
ンダで現在実施されているスキームではIT関係ではvisible feeを採用してないが、家  
電についてだけvisible feeを取っている。

家電については選択できるようになればいいのかもしれないが、競争条件上不利になる  
ことを懸念して、一律義務制を主張する企業もある。

さらにリサイクル費の分担についても、指令案では2005年8月13日以降に上市される  
製品については、メーカーは自社製品だけやればいいということになっている(個別責任)  
が、英国のガイダンス案では、マーケットシェア別に割り当てられるようになっている。  
しかも一般家庭用(B2C)とビジネス用(B2B)の区別が難しいとして一括計算される。こ  
れは特に、B2Bが多い企業が、自己回収分を二重計算されてしまう恐れがあるため、その  
分を差し引いてもらえるよう日本機械輸出組合で提案した。また、マーケットシェアの計  
算方法についても、何をベースにするのか、販売額、数量、重量のどれでやるのか、とい  
った議論もある。これも製品によってメリット・デメリットがあるろうが、業界としては重量  
ベースでやるべきとしている。

## (4) ビジネスへの影響

指令を遵守しないと欧州でEEEのビジネスは不可能となるが、企業の実際の対応に関し  
て、日本企業に比べて、欧州企業はしっかりやっていないのではないかといいた質問を受  
けたり、余りやりすぎると過剰投資になってしまうのではないかといいた危惧の声を聞  
くこともある。この点については、欧州の場合、欧州委員会も欧州議会も日本企業は非常  
に環境対応が進んでいるというイメージ、認識があるので、逆にそれをPRして、日本の

企業の強みとして、欧米よりは先進的にやっているという風にしていけば、顧客の信用も得られ、それによりマーケットも確保し易くなるし、中長期的に見れば売上も伸びると考えて積極的に捉えるべきではないか。

企業のリスクに関連して、罰則の具体的内容は加盟国で定めることになっている。英国を例にとると、RoHSへの違反の場合、個人が罰則規定の対象となり得るといふかなり厳しい罰則が定められている。ただ、WEEEの場合、罰則を課すといっても、立証をするのがかなり難しいので、基本的なことを守っていれば、難しくはないのではないかということが言われている。欧州委員会側のチェックといっても、そんな細かくはできないし、RoHSについても全製品についてチェックはしないとっている。どこかNGOなどから訴えられた場合に、チェックするといったことのようなのだ。ドイツは抜き取りでチェックするといっているが、英国やスペイン、イタリアなどでは自己宣言してくれればいい、サプライチェーンを利用して自分で鉛等の禁止物質を入れてないといってくれればいいという感じである。

回収・リサイクル対策については、各企業の考え方や方針によるとみられるが、国・自治体による既存のスキームに参加すればいいと考えているところもあれば、欧州全体のリサイクル網に参加しようとしているところもある。独自にリサイクル網を構築するか他社との共同でリサイクル網を設立するかという選択肢もある。どのようにするかについては、各企業の方針によって異なっている。

また、企業の対策としては、製品のリサイクル性を高め、再使用性の向上を図るということで、大手企業は概ね対応しているようである。2005年8月13日以降に上市される製品については、販売店ではリサイクル費用を別途徴収するとはいえないので、リサイクルコストを製品価格に内部化して競争力を確保する必要があるが、この辺の対応は企業によって異なるだろう。競争力のない企業は保証金を払うのみでリサイクル費用を回収できず、競争力のあるところは100%リサイクル費用を回収できるということになるのではないか。

#### (5) リサイクル網の事例

すでに企業が構築したリサイクル網の事例を挙げると、ソニーによる取り組みが早く、欧州リサイクル・プラットフォーム(ERP)を立ち上げている。ブラウン(ドイツ)、エレクトロラックス(スウェーデン)、ヒューレット・パカード(米)と共同で設立に合意したのが2003年3月で、既存の国別スキームと競争できるリサイクル業者育成を図るというもので、4社が自らリサイクルを実施する訳ではない。これは既存のリサイクルスキーム網を使うとコストが高いという判断から、各社と組んでリサイクル業者数社を競争させ、よりコストの安い廃棄物共同管理・調達のスキームを作ろうというもの。競争上の配慮からでもしたようで4社の取扱製品は異なっており(IT製品、シェーバー、白物家電、プリンタ)、他社の参加も可能のようである。

もう1つは松下電器産業がトムソン(フランス)、日本ビクターを核としてやっているもので、各国別のリサイクルスキームを管理運営する「リサイクルマネジメント組織」の立ち上げを検討している。特に、ドイツでは競争法上、規制が厳しいので、複数のメーカーとの共同スキームを具体的に検討しているようである。効率的なリサイクルスキーム構築に向けて参画メーカーを募集中ということである。

このほか、ドイツでの取り組みとして、2004年6月にシャープが発表したのが、レーベ(ドイツ)、フィリップス(オランダ、参画するのはドイツ法人)と共同のリサイクル事業である。これは、ドイツには業界の組織でEARという共同管理機構があるが、これに参画し、共同で回収業者、リサイクル業者と契約することにより回収・リサイクル・処理業務の合理化やコスト最小化を目指すというもので、他のメーカーにも参加を呼びかけている。さらに、必要に応じEUの他地域での協業も検討するということである。

EAR: 自治体から回収した電気電子機器の総量集計、引き取り場所の決定、生産者の法的責任に対するコンプライアンス管理などの業界で、全体のルール策定を行う。ZVEI(ドイツ電気電子工業会)とBITCOM(ドイツIT通信ニューメディア工業会)が設立。

(とりまとめ: 岩井 晴美)